

公 示 送 達 書

公 告

令和7年8月8日

静岡県湖西市長 田内 浩之



下記の送達すべき書類について、その送達を受けるべき者の住所等が不明のため送達できないので、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）第112条において準用する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「準用地方税法」という。）第20条の2第1項の規定に基づき公示送達する。

なお、送達すべき書類は当市保険年金課に保管してあるので、送達を受けるべき者が請求したときは直ちに交付する。

記

送達を受けるべき者の氏名	送達を受けるべき書類の名称	備考
秋吉 ヨシミツ	令和7年度静岡県後期高齢者医療 保険料額決定通知書	
YAMAMOTO AKIY OSHI KASUE	令和7年度静岡県後期高齢者医療 保険料額決定通知書	

注 上記の書類を受領しないときは、準用地方税法第20条の2第3項の規定により、告示の日から起算して7日を経過したときに書類の送達があったものとみなす。